

令和3年4月8日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、駿河ボクシングジム（以下「駿河ジム」という）所属ボクサーである近藤佐知子（ライセンスNo.46913）選手を令和3年4月3日より6か月間のライセンス停止処分とする。

理由： 駿河ジム近藤佐知子選手は、令和3年4月4日の試合の前日計量において0.3kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は近藤佐知子選手を令和3年4月3日より6か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、駿河ジムのマネージャーである鈴木憲（ライセンスNo.32966）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、鈴木憲氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション